

受託者の損失てん補及び原状回復責任についての再考察 —イングランド法を素材に—

東京大学大学院 張 鈺

— 目 次 —

- 一 はじめに
- 二 イングランドにおける伝統的救済法理
- 三 アカウント制度からエクイティ上の賠償への転換
- 四 伝統的救済法理の適用範囲：判例及び学説

- 上の試み
- 1 判例の立場とその試み
- 2 学説上の試み
- 3 まとめ
- 五 むすびに代えて

— はじめに

日本の信託法において受託者責任をいかに構成すべきかという問題は、近年の民事信託の普及に伴い、重要性を一段と高めている。とりわけ信託法40条の責任規定は、通説上、民法416条を準用した債務不履行責任として理解されてきた⁽¹⁾。しかし、この通説に対しては、信託法の制度趣旨や構造を踏まえれば、民法上の債務不履行理論をそのまま適用することが妥当かどうか疑問が残るとの指摘が少なくない⁽²⁾。また、現実の訴訟を見ると、信託関連事件は増加傾向にあるものの、裁判所が信託法ではなく契約法の枠組みに依拠して事案を解決する傾向は依然として強い⁽³⁾。これは信託法への認識が不足だからであると思われる。

受託者の責任について、イングランドではTarget 事件を契機として、受託者の信任義

務違反に対する救済をめぐり活発な議論が続いているものの、一致した結論には至っていない。日本の先行研究としては、木村仁がアカウント制度を紹介し、エクイティ上の賠償に代替的補償と填補的補償の二類型が含まれると指摘したが、アカウント制度と受託者責任の連関には深く立ち入っていない⁽⁴⁾。能見善久は信任義務・非信任義務の区分に基づき救済手段を整理したが、その線引きの難しさと伝統的救済法理の輪郭を曖昧にする危険が指摘できる⁽⁵⁾。コーベンズ久美子は権限内・権限外行為という視座を提示したものの、英法で制度が形成された経緯には十分触れていない⁽⁶⁾。

総じて、日本の研究はイングランド信託法を紹介しつつも、救済制度形成の歴史的背景、衡平法理の詳細、近年確立途上にある新たな救済法理と代表的判例の分析には、なお深化の余地があると言える。本論文は、まずイングランドにおける伝統的救済法理（アカウン

ト制度）の形成過程と内容を解明し、次いでTarget事件・AIB事件を中心とする救済法理の転換とそれをめぐる議論を整理・検討する。最後に、以上の検討を踏まえ、受託者責任の構成について、日本法に対して従来とは異なる視点からの理解を提示することを目的とする。

二 イングランドにおける伝統的救済法理

イングランドにおいて、歴史的にエクイティ裁判所とコモン・ロー裁判所は分離されていた。この分離の中で、エクイティ裁判所は独自の救済制度を構築した。信託法においては、救済制度はアカウント制度を中心として展開されてきた。アカウント制度の目的は、受益者に対して受託者がどのように信託財産を管理しているかを明確に示すことにあり⁽⁷⁾、受託者の職務履行を監視し、その職務を履行させるための重要な手段と見なされている⁽⁸⁾。この制度は単に手続き的な側面にとどまらず、実体的な救済内容も含むものであり、救済の中心的な役割を果たしているといえる。

アカウント制度の起源は13世紀にまで遡ることができる。当時、地主（landlord）は自らの土地を管理人（bailiff）に管理させていたが、その管理人は土地から得た地代や収益について地主に報告する義務を負っていた⁽⁹⁾。管理人は管理にかかる諸費用を収益から控除することが許されていたため、地主が管理人に対して訴訟を提起する際には、請求額を事前に確定することが困難であり、債務（debt）に基づく訴訟を提起することができなかった。このような問題を解決する手段として、アカウント制度が導入された。19世紀以前において、受益者が信託違反を追及するためには、行政訴訟（administrative action）を通じて受託者に信託帳簿の提出を求める必要があった⁽¹⁰⁾。この際、受益者は受託者に

よる義務違反の存在を立証する必要はなく、受託者は裁判所や受益者の要求に応じて、信託財産に関する会計帳簿を提出し、その管理状況について説明する義務を負っていた⁽¹¹⁾。この義務は義務違反を前提とせず、受益者の請求に応じて当然に履行されるべき義務であることから、受託者の「第一的義務（primary duty）」とされる⁽¹²⁾。19世紀以降、受益者は受託者に対してアカウント義務の履行を求めることができるだけでなく、特定の義務違反に基づいて訴訟を提起することも可能となつた⁽¹³⁾。アカウント義務は受託者の基本的な義務の一つとされており、単に信託財産の管理状況を報告するだけでなく、受託者の職務執行全体について、受益者に対して透明性をもって説明する義務を含んでいる⁽¹⁴⁾。

形式的に見ると、アカウント制度とは、受託者が職務を遂行するにあたり、信託財産の管理に関する記録およびその内容を説明する義務を意味する⁽¹⁵⁾。このため、イギリス法では「account」という言葉が使われている。しかし、その実質的な機能に目を向けると、アカウント制度は単なる報告義務にとどまらず、救済手続きの前提として位置づけられ、救済に緊密に繋がっている点が注目される。アカウント制度に基づく救済手段の運用方法については、Libertarian Investments Ltd v Hall事件で香港の裁判官が以下の通り指摘している。

「信託違反や受託者義務違反に対する主な救済手段は、一般に「アカウント命令」であると言われているが、実際には、アカウント命令自体が原告に直接的な救済を提供するものではなく、信託基金における不足額を特定し、それを補填するための適切な方法を求めるための最初のステップにすぎない。会計帳簿を見て権限を超えた支出があったことが明らかになった場合、原告はその支出を削除訂正できる。言い換えれば、その支出が法律上認められない。その権限を超えた支出による不足額は被告の受託者に補填させなければな

らなくなる。それは現物で行われるか、または金銭で補填される。」⁽¹⁶⁾

アカウント制度は、受益者による信託管理の監視および制御のために、次のように機能する。受益者は、受託者に対して信託管理の内容に関する詳細な説明を請求する権利を有しており、受託者はこれに応じて信託帳簿を提出しなければならない。帳簿の開示後、受益者はその内容を精査し、受託者による各管理行為の適法性・妥当性を検証することができる。

仮に、ある管理行為が受託者の権限を逸脱してなされたことが確認された場合、受益者はその取引を帳簿から削除する「削除訂正 (Falsification・Falsify)⁽¹⁷⁾」を請求することができる。また、受益者が受託者によって本来取得されるべきであった財産の存在を立証できた場合には、帳簿に記載されていない項目を追加する「付加訂正 (Surcharge)⁽¹⁸⁾」を請求する権利を有する。

たとえば、ある財産が受託者に信託されたにもかかわらず、会計帳簿上その保有が確認できない場合、裁判所は受託者に対し、自分の固有資産で当該財産を取得するか、または相当額を固有資産から信託財産に充当するよう命じることができる⁽¹⁹⁾。このようなアカウント手続は通常、裁判所の監督の下で行われ、受託者による義務の適正な履行 (due performance) を確保することを目的とする。

アカウント制度には、以下の三種類の手続と対応する責任の構造があるとされている：

- イ) 信託管理のコモンアカウント (common account) (an account of administration in common form) : 受託者に対し、信託管理の一切について説明を求める基本的な形式である。
- ロ) 故意違反に基づくアカウント (an account on the basis of wilful default) : 受託者が故意に信託義務に違反した場合、あるいは故意に職務を履行しなかった場合に適用される。

ハ) 利益の吐き出しのアカウント (an account of profits) : 受託者が忠実義務に違反して自己の利益を得た場合、その利益を信託財産に帰属させることを目的とする⁽²⁰⁾。

このようなアカウント制度の運用は、信託財産の減少や逸失利益を補填するという点において、形式的にはコモン・ロー上の損害賠償請求に類似する。しかし、信託法においては、受託者の義務違反を前提としなくともアカウントの請求が可能であり、因果関係や予見可能性といった要素を立証する必要もない⁽²¹⁾。救済の本質は、受託者の義務履行を事後的に再現させることにあり、損害の立証は要件とはされていない。

この理解においては、救済手段である削除訂正や付加訂正は、信託帳簿をるべき状態に訂正し、受託者が義務を果たしたかのような状態を回復することで、受益者に対する是正を図る制度である。すなわち、アカウント制度とは、受託者の義務履行を裁判所の介入によって後追い的に達成させるものである。

「適切な職務履行 (due performance)」という考え方とは、受託者の義務内容と密接に関連する。ヴィクトリア時代においては、適切な職務履行とは主に以下のように理解されていた：(1)受託者が不正に財産を処分した場合、信託財産を元の状態に回復させること、(2)特定の財産が取得されなかった場合、適切な時期に取得されたと仮定して回復されること⁽²²⁾。当時、受託者は財産の保有や分配に加え、投資についての判断義務も負うようになっており、裁判所は投資関連の義務違反を判断する際、受託者が権限を逸脱した投資を行った場合と、投資判断に過失があった場合とを区別して審査していた⁽²³⁾。形式的には、裁判所はまず受託者の行為が信託文書や法的要件に合致しているかを検討し、不適切と認められた場合には、適切に行ったと仮定した状態を、責任の範囲として確定する構造となっている。

三 アカウント制度からエクイティ上の賠償への転換

前述の通り、アカウント制度は受託者の責任を確定するための前提手続きであり、信託が設立し次第、受託者がこの義務を負うことになる。この制度の主な目的は受益者に信託財産の管理状況に関する情報を提供することであり、アカウント手続きを経て、裁判所は事案に基づいて受益者の利益に適した命令(order)を下す。

しかし、このアカウント制度にはいくつかの問題点が存在している。第一に、この制度は裁判所および当事者双方にとって手続的に煩雑であり、多大な時間と費用を要することが指摘される。第二に、伝統的なアカウント制度による受託者の責任の確定においては、不法行為法や契約法に見られるような因果関係や予見可能性といった制限要件が課されないため、受託者の責任範囲が無限定に拡大するおそれがあるとの批判も存在する⁽²⁴⁾。

こうした課題に対応するため、衡平法上の賠償（エクイティ上の賠償：equitable compensation）という新たな概念を導入することで、伝統的な救済法理を変容させようとする動きが見られるようになった。手続的な煩雑さという第一の課題に関しては、1883年の司法改革法（Judicature Act 1883）により、責任と賠償額を個別に審理する従来の手法が改められ、両者を一体的に審理する方法が採用された⁽²⁵⁾。この司法改革によって受益者は従来のようにアカウント命令を求める必要がなくなり、信認義務違反による損害に対して衡平法上の金銭的救済を直接請求できる「エクイティ上の賠償」制度が確立された⁽²⁶⁾。この変化により、裁判所がアカウント制度に依存する度合いは手続面で大幅に軽減されたといえる⁽²⁷⁾。

20世紀に入ると、イングランド社会は大きな変革を遂げ、信託の利用場面は家族間の財

産管理・承継にとどまらず、商業的な取引や投資活動にまで広がった。この社会的変化を背景として、従来のように受託者に対して過度に厳格な責任を課すことは、受託者に対し、受益者の利益保護のための事実上の担保を強制する結果を招くとの懸念が強まった⁽²⁸⁾。こうした問題意識から、裁判所はより柔軟な救済として「エクイティ上の賠償」という方法を採用し、さらにコモン・ローの因果関係理論（causation）を取り入れることで、伝統的な救済法理を再構築しようと試みてきた。

このような法理転換は、Target事件およびAIB事件を通じて明確に打ち出された。Target事件において、Browne Wilkinson裁判官は伝統的なアカウント手続きを踏襲せず、責任範囲を特定する基準として「but-forテスト」を導入した。その後のAIB事件では、このTarget事件の判断を引き継ぎ、さらに明確化する形で、特に商的な文脈において信託が終了した場合にまで受益者にアカウント制度に基づく救済を認めることは適切でないという方針を示した。これにより、伝統的なアカウント制度からエクイティ上の賠償制度への救済法理の移行が、イングランド信託法における顕著な特徴として認識されるようになった。

次に、Target事件とAIB事件を確認しておこう⁽²⁹⁾。

A Target事件とAIB事件

Target事件は、金融機関であるTarget Holdingsが不動産購入者Cに対して融資を行うに際し、担保権の設定を条件として、被告R法律事務所を受託者とする信託を設定した事案である。原告は信託口座に資金を送金し、被告は、原告の利益のために担保権（legal charge）を設定した上で当該資金をCに交付すべきという信託上の義務を負っていた。ところが、被告はかかる義務に違反し、担保権が設定される前に149万ポンドをCに交付

した。その後、担保権は設定されたものの、Cが破産したため、原告は不動産処分によって約50万ポンドしか回収できず、結果として約100万ポンドの損失を被った。これを受け、原告は被告の信託違反を理由として、信託財産から支出された149万ポンドのうち未回収部分に相当する約100万ポンドの損害賠償を請求した。

Target 事件では、判旨には、受益者の権利を侵害し、そしてその権利侵害によって損失が生じた場合、生じた損失を限度に受託者の責任が決められるという判断枠みを取っている⁽³⁰⁾。その上、受益者の基本的な権利は、受託者に信託文書に定められた条項と法律に従い信託を適切に管理してもらうことであると指摘している⁽³¹⁾。そして、この基本的権利を前提に、受益者は受託者の義務違反に対して信託財産への回復を請求することができるとしている。ところが、信託の救済ルールは、主に家族間で財産の相続管理を目的とした伝統的な信託において発展されていったため、このような信託では、元本受益者と収益受益者の利益の調整を意識し、これらの受益者の利益を保護するために、信託財産への回復が重視されていると論じている⁽³²⁾。したがって、紛争が起こった時に、信託がもはや終了し、受益者は完全権利者（absolutely entitled）になり、信託財産への回復を請求する権利を有しないと言える。その一方、本件では、当事者は受動的信託（bare trust）を設定し、信託という仕組みは一連の商的アレンジメントの一部に過ぎないため、このアレンジメントはほとんど契約関係であると指摘した上、受託者の責任の範囲について、裁判官は「損害賠償」という文言が伝わるように、エクイティ上の賠償の役割が、後知恵で社会通念上義務違反による受益者が被った損失をてん補することであると説明している⁽³³⁾。本件では、Cの倒産により原告が損害を受けたため、被告の信託違反行為があつてもなくともその損害が生じるわけであるか

ら、原告が受けるべき賠償がないと判示している。

AIB 事件は、Target 事件と同様に、信託財産の保有を委ねられた弁護士が融資手続において信託義務に違反した結果、融資元である原告（AIB 銀行）が損失を被った事案である。原告は顧客に対し330万ポンドの借換融資を実行するにあたり、既存の担保権を抹消した上で新たに第一順位の担保を設定する予定であった。ところが、受託者である弁護士は、既存債権者であるバークレイズ銀行への返済額を30万ポンド過少に誤り、結果として顧客には過剰に210万ポンドを交付してしまった。この過誤によりバークレイズ銀行の担保は抹消されず、原告の担保権は第二順位にとどまった。後に顧客が債務不履行に陥り、不動産の価値も下落したため、原告は最終的に90万ポンドしか回収できず、240万ポンドの損失を主張して、信託違反・信認義務違反・契約違反に基づく損害賠償を求めた。もっとも、裁判所は Target 事件に述べられた判決に依拠し、原告の主張する原状回復的な損害賠償を認めず、因果関係が肯定される損害は、あくまで義務違反によって過剰に支払われた30万ポンドに限られると判断した。

AIB 事件は、Target 事件に従い、受託者の責任範囲を信託違反による損失に限定する立場をとっているに至った。Lord Toulson 裁判官は、意図的に伝統的なアカウント制度から離れ、受益者への損害賠償が救済の目的とし、Target 事件のように因果関係の導入を認め、原告が主張した削除訂正の請求を退き⁽³⁴⁾、Target 事件において Lord Browne Wilkinson の論理に従う姿が見られるが、その理由を説明しなかった⁽³⁵⁾。これに対して、Reed 裁判官は、信託法の救済法理を契約や不法行為と異なることを認めながら、義務ごとに受託者が義務を履行したような信託財産の状態に回復させることを適切な救済として提示した⁽³⁶⁾。この意味では、Reed 裁判官は信託法の救済法理の特徴性を認識し、信託法

の枠内に信任違反の責任を決めるという立場をとっている⁽³⁷⁾。

B 「エクイティ上の賠償」の導入に対する疑問

エクイティ上の賠償（equitable compensation）の導入に対しては、以下のような批判的観点から反論が可能である。

第一に、「エクイティ上の賠償」という新たな表現を導入することで、受託者が信託義務に違反した場合に、受益者は従来のように裁判所に対しアカウント命令を求めることがなく、直接エクイティ上の賠償を請求できるようになった。この変更は一見すると手続的に受益者および裁判所の負担を軽減するように見えるが、実際にはエクイティ上の賠償請求の際に、受益者が損害の存在および受託者の義務違反を同時に証明しなければならず、むしろ受益者の立証負担を増やす可能性がある。

第二に、エクイティ上の賠償という表現は文言上の混乱を招く懼れも指摘されている。形式的に見ると、エクイティ上の賠償は損害賠償と同質の救済であるとの誤解を生じさせる可能性があり、その結果、エクイティ法上の救済手段とコモン・ロー上の損害賠償との区別が曖昧になる。さらに、債務請求（debt claim）と損害賠償請求（damages）の本質的な差異も曖昧になりかねず⁽³⁸⁾、結果として故意の義務違反に基づくアカウント制度のみが機能するという、極めて限定的な役割に後退する懼れもある。このことから、受益者に対する十分な保護が確保されるか否かについて懸念が生じ、信託において最終的に損害賠償と同じ程度の救済しか得られなくなるのではないかという批判もある⁽³⁹⁾。

第三に、伝統的なアカウント制度に基づく責任の確定は、忠実義務違反、不当な信託財産の処分、注意義務違反など、受託者のあらゆる義務違反に対して一貫して受託者の負うべき義務基準に即して判断されてきた。しか

し、エクイティ上の賠償概念を導入することで、最近の最高裁判例や一部の学説が「修復的救済（reparative remedies）」と「代替的救済（substitutive remedies）」という異なる類型を導入し、それぞれ異なる基準を適用する方向に進みつつある。このような変化は、信託制度が本来有する統一的かつ明確な義務履行基準に基づく救済構造を大きく変容させる可能性があり、信託制度の核ともいえる「受益者保護」の理念を揺るがしかねないと指摘もなされている⁽⁴⁰⁾。

他方で、Target 事件および AIB 事件のアプローチに対しても、いくつかの反論が存在している。

まず、両事件は伝統的な救済法理に基づくアカウント制度の適用に伴う受託者責任の過大化という問題に強い懸念を示しており、その不都合を回避するため、伝統的な救済方法の適用場面を限定する立場をとっていると推測できる。確かに、伝統的なアカウント制度を形式的に適用することで受託者責任が際限なく拡大するといった懸念があるものの、実は信託法には責任の拡大を防ぐための明確な手当が用意されている。伝統的な信託法理に基づき受託者の責任を判断する場合、裁判所は自身の裁量権を活用し、信託設定文書の表現や委託者の意図を踏まえ、適切な職務履行の基準を明らかにして責任を適切に制限してきた⁽⁴¹⁾。実際に1925年の受託者法61条は、受託者が誠実かつ合理的に職務を遂行していると認められる場合に、裁判所が受託者の責任の全部または一部を免除できる権限を規定している⁽⁴²⁾。裁判例においても、裁判所はこの誠実性・合理性・公平性の基準を柔軟に適用し、アカウント制度の下で受託者責任を公平に制限してきた経緯がある⁽⁴³⁾。信託法にこのような裁判所の裁量に基づく責任緩和措置が明確に存在するにもかかわらず、コモン・ロー上の因果関係理論などを導入し、受託者責任の範囲を狭める必要性があるのかについて、Target 事件および AIB 事件は十分

な理論的根拠を提示していない。また、アカウント制度に基づく救済が裁判所の判断に過度に依存することは確かに制度のデメリットとして指摘されうるが、その他に説得力のある反論は明確に示されていない。

次に、従来のアカウント制度が、手続的および費用的側面から受益者、受託者および裁判所に対して大きな負担をかけるといわれている。しかし、近年の司法改革によって手続上の負担がかなり軽減されているため、このような懸念を理由として伝統的なアカウント制度の適用を制限する根拠は弱くなっている。

以上の疑問点を踏まえ、エクイティ上の賠償概念に伴う不明瞭さや法理上の不安定性が解消されていないことは明らかである。そのため、コモンウェルス諸国・地域の下級審裁判所は、Target 事件や AIB 事件で示されたエクイティ上の賠償法理の導入に対して比較的慎重な姿勢を取っており、伝統的なアカウント制度に基づく救済法理を維持し、エクイティ上の賠償を回避する傾向が強く見られる⁽⁴⁴⁾。さらに、これらの地域では、意図的にエクイティ上の賠償法理を避ける動きもあり、最高裁判例が提示した新たな法理に対する例外を設けたり、伝統的救済制度の正当性を再評価したりする傾向が指摘されている⁽⁴⁵⁾。このような現象は実務上無視できないものであり、現在もなお伝統的なアカウント制度への尊重が維持されていることを示している。

四 伝統的救済法理の適用範囲：判例及び学説上の試み

1 判例の立場とその試み

前述の通り、エクイティ上の賠償に関しては、未解明な部分が存在し、伝統的な救済法理が過度に軽視される傾向があるため、他のコモンウェルス諸国や地域ではこの新しいルールに対して保守的な立場を取っている。

Target 事件および AIB 事件において裁判所は、受託者の義務違反がなければ発生しなかった損失を賠償すべきだという一般原則を提示した。もっとも、裁判所は伝統的な救済法理を完全に否定したわけではなく、伝統的に家族間の財産管理目的で発展してきた救済ルールを、商的信託や終了した信託には適用すべきでないと指摘している。つまり、両事件では、伝統的救済法理の適用範囲を信託の性格に応じて限定しようとする試みがなされたのである。

第一に、Target 事件では「伝統的信託」⁽⁴⁶⁾と「商的信託」⁽⁴⁷⁾という分類が提示された⁽⁴⁸⁾。伝統的信託ではアカウント制度に基づく救済が適切であるが、商的信託にはこれを適用すべきでないと立場である。しかし、この分類はなぜ伝統的信託の受託者が商的信託の受託者より厳格な責任を負うべきかについての明確な説明を欠いている。また、商的信託の定義自体が Target 事件および AIB 事件でも明確に示されておらず、両者の区別が曖昧である⁽⁴⁹⁾。実際、貸付が家族間の財産管理の一環として行われる場合、その信託を伝統的信託と商的信託のどちらに分類するかが不明瞭になると指摘がある⁽⁵⁰⁾。

第二に、「完全信託」⁽⁵¹⁾と「契約の一部としての信託」⁽⁵²⁾という分類も提示された。AIB 事件および Target 事件では設定された信託が取引の一環に過ぎないため、この種の信託に義務違反が生じた場合に契約法を無視し、信託法の救済法理を適用するのは不自然であるとされた。裁判所は貸付が契約によるものであると認めつつも、移転した資金が信託として保持されると判断したが、なぜ信託法よりも契約法が優先されるべきかの理論的根拠を十分に示していない。特に、AIB 事件においては信託法の適用を排除する特約が存在しない中で、信託法より契約法を優先する正当性に疑問が生じている⁽⁵³⁾。

第三に、AIB 事件では Target 事件の立場を踏襲しつつも、「受動信託（bare trust）」⁽⁵⁴⁾

と「能動信託信託」という分類が提示され、受動信託には伝統的信託法理が適用されないと指摘した。この分類によれば、信託財産の保有だけを義務とする受託者には厳格な責任を負わせるべきでないとされる。しかし、なぜ権限が限定された受動的受託者が信託財産の保有、管理、運用といった広範な権限を有する能動的受託者よりも軽い責任を負うべきかについて判旨では説明が不十分であり、仮にそのような受託者が比較的軽い責任を負うべきだとしても、その正当性にも疑問が残る。

第四に、Target 事件と AIB 事件では、「終了した信託」⁽⁵⁵⁾と「継続中の信託」⁽⁵⁶⁾という分類が提示されたが、この基準に関しては主に損害賠償の支給先に関する議論であると理解される。一方、学説上は「継続中の信託」の意味について、「信託が現在も運営されている状態」と「信託設定時の義務が現在も存続する状態」という二つの解釈が存在すると指摘されている⁽⁵⁷⁾。前者は給付先の決定に関わるものとして理解されているが、後者の観点からすれば、受益者に対する削除訂正の救済を与えるべきかどうかを判断する際には、その信託関係において継続的な義務が存在するか、すなわち受託者に履行を求める義務が今も残っているかを考慮すべきだとされている。もし受託者にその義務が存在すれば、受託者はその義務を履行する結果として、受益者に対して救済を支払うべきである⁽⁵⁸⁾。この見解は義務履行を基準に受託者責任を判断する点で評価されるものの、義務が存続するか否かの判断に契約法の理論を流用することについては疑問が呈されている。信託法と契約法の違いが明確に区別されておらず、この点における理論的限界がある。

以上の試みは、伝統的救済法理を現代的な信託の場面にそのまま適用することの不適切性を指摘しているものの、それぞれの基準には理論的な限界が見られる。次に、学説上の議論を整理して検討する。

2 学説上の試み

裁判所が信託の類型化を試みている一方、学説では伝統的な救済法理を維持しつつ、その現代的な適用を模索する議論が多く展開されている。

特に有力な学説によれば、伝統的な救済法理において削除訂正と付加訂正はどちらも「エクイティ上の賠償」として位置づけられるべきであり、このエクイティ上の賠償には実質的に代替的救済と修復的救済の両方が含まれると指摘されている⁽⁵⁹⁾。これらの区別を前提とすると、削除訂正に基づく救済は伝統的な信託法理の通り信託財産の回復を求めるものであり、因果関係の考慮は不要である。これに対し、修復的救済を求める場合、特に受託者の注意義務違反に関しては因果関係を考慮すべきとされている⁽⁶⁰⁾。

多くの学説は、このような代替的救済と修復的救済という分類を支持しつつ、受託者の義務構造をさらに詳細に分析し、その義務の性質に応じた救済方法を適用すべきとする。このようなアプローチでは、受託者の義務違反に対する救済が義務の性質に基づいて個別に判断されるべきであることが強調されている。しかし、義務の分類に関しては学説においては微妙な違いがあり、どの基準に従って義務を分類するかについては異なる解釈が存在する。例えば、受託者の行為を権限内行為と権限外行為に分類した見解がある。この見解によれば、権限内行為には過失責任を適用し、過失の有無を考慮した上で責任を問うことになる。また、権限外行為については過失を考慮せず、この行為を削除訂正すべきであり、厳格責任を適用するとする⁽⁶¹⁾。

また、受託者の義務を権限に基づいて分類する学説の中には、受託者が信託財産を保有する義務を中核的な義務と位置づけるものがあり、この義務に違反して財産を処分した場合には、修復的損害賠償の請求対象とはならず、特定履行または代替的履行として財産の状態回復を求めるべきだとされる⁽⁶²⁾。この

立場では、受託者に対して損害賠償を請求するのではなく、義務履行の状態を回復することが中心であり、因果関係などの検討は不要であると主張されている⁽⁶³⁾。

さらに、受託者の義務を信任義務 (fiduciary duty) と非信任義務 (non-fiduciary duty) に分け、信託の本質的な中核を成す信任義務の違反に対しては伝統的な厳格な救済を適用すべきだが、非信任義務の違反については契約法上の善管注意義務と同等のルールを適用するのが妥当とする学説もある⁽⁶⁴⁾。この学説に対して日本の研究者からは、この学説に対して、日本の学者は、イギリス法のもとで「注意義務違反によって生じた損失」の補填には、契約上の義務違反に基づく損害賠償のルールが適用されるとする場合に、その損失として何を考慮しているのかが明確ではないとの批判がある⁽⁶⁵⁾。

一方、香港の学者 Losina Ho は、信任義務と非信任義務の区別を基礎として、受託者の責任をさらに細分化し、信託財産の保有義務、忠実義務、善管注意義務という分類を提示している。そして、信託財産の保有義務違反については削除訂正を命じることにより信託財産の回復を認め、現物での回復が不可能な場合には金銭による代替的回復も許容されるとする⁽⁶⁶⁾。

総じて、これらの学説は信託財産の処分に対して厳格な態度を取っており、信託財産の保有が信託制度の基盤であり、受益者の利益実現を保証するものであるため、その義務違反に対して契約法を超える厳格な責任追及が合理的であるとする考えがイングランドにおいても広く支持されている。しかしながら、受託者の義務違反が複数の義務に関わる場合や、どの義務に違反したかが明確でない場合にどのように責任を区分すべきかについては、これらの分類アプローチでは十分に対処できないという課題が残されている。

また、以上の議論は、信託法上の義務違反と契約法上の義務違反を異なる枠組みで扱う

べき理由について、完全な解答を提供しているとは言い難い。この点は、信託法と契約法の本質的な相違点、およびそれらが責任追及の場面でどのように異なるべきかという重要な理論的課題に繋がっている。

3 まとめ

判例と学説両方において、エクイティ上の賠償と伝統的な救済法理との関係について未だ明確に整理されていない部分があり、その理論的な基盤も十分には明らかになっていない。しかしながら、イングランド法においてアカウント制度に基づく救済法理の適用範囲は判例によって限定されつつあるものの、依然としてその法理自体が意義を有していることは広く認識されている。

アカウント制度は、「行うべきであったことは、すでに行われたものと見なす」⁽⁶⁷⁾というエクイティ上の原則を基礎としており、削除訂正 (falsification) と付加訂正 (surcharge) を用いて、受託者が履行すべき義務を裁判所が介入して事後的に実現させる仕組みである⁽⁶⁸⁾。この制度における救済は単に受託者から損害賠償を求めるものではなく、受益者が本来有すべき法的および経済的地位、つまり受託者が義務を適正に履行していた場合に実現されるべき地位を回復させることを目的としている⁽⁶⁹⁾。

そのため、受託者は義務違反を理由に特定の義務から解放されることが許されず、特定履行が不可能である場合でも損害賠償という形式ではなく、金銭的評価に基づく代替的履行を求められる⁽⁷⁰⁾。このように信託法においては受託者の義務履行によって受益者の利益が保護される仕組みが取られており、この点が契約法とは大きく異なる。契約法では契約当事者は自由な選択に基づいて履行するか損害賠償を支払うかの選択肢を有するが⁽⁷¹⁾、信託法では受託者が信託設定時から当然に義務を負い、その義務からの免責は基本的に認められない⁽⁷²⁾。

なお、受託者の責任が過度に厳格化する問題については、裁判所が裁量的に責任を緩和する運用を行うか、または受託者法案に定められる責任軽減条項を適用することによりバランスが図られている。伝統的なアカウント制度に基づく救済は、受託者の義務という観点から一貫して責任を決める理解できる。したがって、損害賠償の算定基準時の問題などを生じさせず、統一的かつ明確なルールを提供するメリットがある。

ところが、Target 事件および AIB 事件を契機に、この統一的な基準が修正され、受託者の義務違反に関する救済手法に二つの方法が併存する状況が生じた。これまで、受託者の職務執行に関わる義務違反に対しては、信託財産の完全性を重視したアカウント制度に基づき、受託者の義務を基準に受益者に対する救済が決定されていたが、両事件以降、一方では損失の発生および因果関係を重視する修復的救済と、他方では義務の履行状況を重視し、裁判所が柔軟に裁量を發揮して受託者の責任を決定する伝統的なアカウント制度に基づく代替的救済が存在する。結果からすれば、両者は責任額において大きな差が生じることは稀であるものの、制度的観点から見ると大きく異なる。すなわち、アカウント制度による代替的救済は、受託者の義務の履行自体を中心に据え、義務違反の抑止を重視するものであるため、受託者に対して義務履行を促す効果がある。これに対し、損失ベースの修復的救済を採用すると、損害の発生が責任追及の条件となるため、損害がない限りは責任を負わないことになりかねず、専門かつ慎重的な判断といった非金銭的な義務の重要性が軽視される可能性がある。結果として、受託者に求められる高い行動規範や専門的な責任意識が十分に維持されないという問題が生じる。

五 むすびに代えて

信託法を移植した日本において、受託者責任に関する問題を検討する際に、いかなるルールを採用すべきかという課題が存在している⁽⁷³⁾。本稿は、イギリンド信託法の法理を日本にそのまま適用すべきであると主張するものではないが、イギリンド法における考え方を参照として用いることにより、信託法40条の適用に関して新たな視点を提供することを目的とする。

日本信託法40条における「損失てん補」と「原状回復」の関係については、損害賠償法理の観点から多くの議論が蓄積されてきた一方で、信託法固有の枠組みにおける受託者責任の性質や、制度趣旨に着目した検討は、必ずしも十分とはいえない。学説上は、債務不履行責任の枠組みに基づき、40条における両者の性格および基準時の相違を前提として、契約法における解除の有無と損害賠償の選択という構造に対応づける理解が示されている⁽⁷⁴⁾。すなわち、契約解除を選択した場合には履行利益が請求され、解除せずに損害賠償を選択した場合には原状回復が請求されるという構成である⁽⁷⁵⁾。しかし、原状回復の解釈自体については、なお学説上意見の分かれるところである⁽⁷⁶⁾。

このような理解は、信託法の制度的特質をどこまで的確に反映しているかについて、再検討の余地がある。確かに、受託者が信託義務に違反するという構造は、契約における債務者の義務不履行と形式的には類似している。しかし、この類似性をもって直ちに、契約法の責任構成を信託違反に対しても機械的に当てはめることには慎重であるべきである。なぜなら、契約法は基本的に対等な当事者間における利害調整を前提としており、その責任構造も当事者の意思表示に基づく自由な合意を中心として組み立てられている。これに対し、信託は本質的に非対称的な制度で

あり、自己の利益を能動的に保護し得ない受益者に代わって、裁判所が制度的に救済を与えるという構造を有している。

特に、伝統的な信託では、受託者は報酬を受け取らないことも多く、意思表示に基づく合理的合意を根拠として、厳格な義務を課すという説明には限界がある。現に、契約法においては、一方の当事者に不当に重い責任を課す条項は、意思表示の合理性を欠くものとして無効とされる場合があるが、信託においてはそのような解釈はほとんどなされない。これは、信託においては「信頼（trust）」という道徳的基盤が法的構造に組み込まれており、単なる合意の有無ではなく、制度が受託者に高度な義務を課すことそのものが正当化されているからである。

したがって、受託者の責任を考えるときに、信託制度の趣旨および制度的基礎に立ち返れば、場合に応じて異なる法的取扱いを許容する余地があると考えられる。もし信託が受益者の利益実現を目的として設計された制度であるという認識が共有されるのであれば、イングランド信託法のように、受託者責任を信託のエンフォースメントの一環、すなわち受託者による義務履行の確保という観点から構造的に理解することには合理性がある。というもの、他の法制度と比して、信託における受益者は自らの利益を能動的に保護する能力に乏しい場合が多く、その利益の実現は、受託者による適切な義務履行を前提としているからである⁽⁷⁷⁾。この観点からすれば、契約によって信託が設定され、受託者が契約上の義務と信託上の義務の双方を負担する場合においても、受託者の義務違反によって損失が発生したか否かを二次的問題と位置づけ、まず当該義務の内容を確定し、その内容に基づいて責任の範囲を判断するというアプローチが有効であると考えられる⁽⁷⁸⁾。

このような制度的背景を踏まえるならば、信託における受託者責任の構成は、損害の発生や損失額の算定といった事後的かつ外在的

な基準に依拠するのではなく、受託者が具体的にいかなる義務を負っていたのかという点に主眼を置くべきである。そして、当該義務に違反が認められる場合には、原状回復または金銭的に評価された代替的履行を通じて、義務履行がなされた状態を再現するという構成が妥当といえる。すなわち、イングランド法におけるアカウント制度に見られるように、救済の本質は「損害の填補（reparation）」ではなく、「義務の履行（performance）」を確保することにある。このような理解こそが、信託制度本来の構造および目的に整合的であると考えられる。

したがって、契約法における債務不履行責任を前提とした従来の議論から一歩踏み出し、信託制度の趣旨および制度構造を反映した新たな責任構成、すなわち、信託義務の履行を中心に据えた受託者責任論への転換が、民事信託の展開が進みつつある日本法において、今後の重要な検討課題となるべきである。このようなアプローチは、現行法の解釈のみならず、将来的な制度設計や立法論においても示唆を与える可能性を有している。

もっとも、本稿の議論は、あくまで制度的枠組みに関する基本的な整理および視座の提示にとどまるものであり、具体的な解釈論の展開には至っていない。今後は、信託法40条の解釈論に加え、受託者責任の制度的整備の在り方についても、引き続き検討を深めていきたい。

【注】

- (1) 道垣内弘人『信託法』（有斐閣、2017年）244頁。別冊NBL編集部編『信託法改正要綱試案と解説』（別冊NBL104号）127頁（2005年）。村松秀樹他『概説新信託法』（金融財政事情研究会2008年）143頁。
- (2) 道垣内弘人「明日にも戻れないけど」法学教室353号89頁（2010年）。信託法40条の責任の性格について、四宮和夫『信託法』280頁、田中実＝雨宮孝子「信託違反の性

- 質について」法学研究45巻12号17頁以下(1972)参照。木村仁「受託者の損失てん補・原状回復責任」金判1261頁71頁(2007年)。
- (3) 杉山苑子「実務の現状と課題」信託法研究48号頁以下。
 - (4) 木村仁「エクイティ上の損失補償について——イギリス法を中心に」法と政治57巻1号2006年14頁以下参照。
 - (5) 能見善久「信託違反の救済手段について(全体像)イギリス信託法の分析と示唆」『イギリス信託法の分析と示唆』トラスト未来フォーラム研究叢書、2022年、49頁以下。
 - (6) コーエンズ久美子「受託者の権限違反行為と救済」『信託の理念と活用』(トラスト未来フォーラム) 227頁以下参照。
 - (7) J Getzler, 'Magna Carta Clauses 4 and 5 and the Origins of Accountability' in C MacMillan and C Smith (eds), Challenges to Authority and the Recognition of Rights (CUP 2018) 140.
 - (8) Joshua Getzler, "As If." Accountability and Counterfactual Trust' (2013) 91 Boston University Law Review 973, 977.
 - (9) Maitland: The Forms of Action at Common Law (Alfred H Chaytor & William J Whittaker eds) (Cambridge: Cambridge University Press, 1909) Lecture V; Edmund O Belsheim, "The Old Action of Account" (1932) 45 Harv L Rev 466 at 469-470.
 - (10) S Elliott, *Compensation Claims against Trustees* (Oxford University DPhil thesis, 2002), chapter IV.
 - (11) *Pearse v Green* (1819) 1 Jac & W 135; 37 ER 327, 329. *Freeman v Fairlie* (1817) 3 Mer 29, 42; 36 ER 12, 17.
 - (12) Paul S. Davies and Graham Virgo, *Equity & Trusts: Text, Cases, and Materials* (3rd edn, Oxford University Press 2019) 1, 806-812 and 815-821.
 - (13) Roderick P. Meagher etl, Meagher,

- Gummow & Lehane's Equity, Doctrines and Remedies, LexisNexis Butterworths Australia, 2015, p1693.
- (14) Charles Mitchell, Stewardship of Property and Liability to Account, *The Conveyancer and Property Lawyer*, 2014, 3, at p221.
 - (15) J Getzler, 'Magna Carta Clauses 4 and 5 and the Origins of Accountability' in C MacMillan and C Smith (eds), Challenges to Authority and the Recognition of Rights (CUP 2018) at 140.
 - (16) Libertarian Investments Ltd v Hall [2013] H.K.C.F.A. 93 at [167]-[168].
 - (17) 削除訂正とは、信託財産から不正な支出があった場合、この支出を削除することである。たとえば、権限を超えて信託財産を処分した場合、この処分行為がなかったように信託帳簿に訂正する。木村仁「受託者の損失てん補・原状回復責任」金判1261頁16頁(2007年)参照。
 - (18) 付加訂正とは、加算されるべきものが信託帳簿に記入しない場合、適切に職務を履行した場合のように得られる財産を信託帳簿記載することである。木村仁「受託者の損失てん補・原状回復責任」金判1261頁16頁(2007年)参照。
 - (19) Losina Ho, Account of Accounts, Singapore Academy of Law Journal, 2016, Volume 28, p854.
 - (20) James Edelman, An English Misturning with Equitable Compensation, Paper delivered at the UNSW Australia colloquium on equitable compensation and disgorgement of profit, 7-8 August 2015. Roderick P. Meagher etl, Meagher, Gummow & Lehane's Equity, Doctrines and Remedies, LexisNexis Butterworths Australia, 2015, p803. アカウント制度について、木村仁「エクイティ上の損失補償について——イギリス法を中心に」法と政治

- 57巻1号2006年14頁以下参照。
- (21) Charles Mitchell, *Stewardship of property and liability to account*, *The Conveyancer and Property Lawyer*, 2014, 3, at p221.
- (22) W Ashburner, *Principles of Equity* (Butterworth & Co 1902) 196–97.
- (23) EHT Snell, *The Principles of Equity* (1st edn, Stevens and Haynes 1868) 123–124.
- (24) J Hill, *A Practical Treatise on the Law Relating to Trustees* (V and R Stevens and GS Norton 1845).
- (25) FP Tomlinson, *The Judicature Acts and Rules of the Supreme Court*, 1883 (Clowes 1883) 302–06.
- (26) エクイティ上の賠償という表現は Nocton v Lord Ashburton 事件に由来する。See Matthew Conaglen, “Equitable Compensation for Breach of Fiduciary Dealing Rules” (2003) 119 LQR 246
- (27) Losina Ho, *Account of Accounts*, *Singapore Academy of Law Journal*, 2016, Volume 28, pp853–854.
- (28) Charles Mitchell, “*Stewardship of Property and Liability to Account*” [2014] Conv 215
- (29) Target 事件と AIB 事件の事案及び判旨の紹介について、能見善久「信託違反の救済手段について（全体像）イギリス信託法の分析と示唆」『イギリス信託法の分析と示唆』（トラスト未来フォーラム）71頁以下参照。コーエンズ久美子「受託者の権限違反行為と救済」『信託の理念と活用』（トラスト未来フォーラム）227頁以下参照。
- (30) Target Holdings v Redfern [1996] AC 421[433]–[434].
- (31) Target Holdings v Redfern [1996] AC 421[434].
- (32) Target Holdings v Redfern [1996] AC 421[434].
- (33) Target Holdings v Redfern [1996] AC 421[439].
- (34) AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2015] AC 1503, [50]–[61]
- (35) 判旨には公正、現実的という文言を使って Target 事件に確立された因果関係の適用の正当性を触れてみたが、十分に説明できなかった。
- (36) AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2014] UKSC 58 at [134].
- (37) Reed 裁判官の見解では、受託者の負う義務について、信託財産を保有する義務とその他の義務と区別して、前者のほうがもっと厳しく対処すべきであることにに対して、後者が緩やかに取り扱われるべきであると指摘されているが、因果関係の適用により前者の責任を制限する理由を説明していない。
- (38) James Edelman, *An English Misturning with Equitable Compensation*, UNSW Australia Colloquium on Equitable Compensation and Disgorgement of Profit, 2015, p4. “The simplest lesson from this paper is that the greatest danger of treating all equitable awards as ‘compensation’ or ‘damages’ is that it ignores a basic distinction between a claim for compensation/damages and a claim for debt. The former is a claim based on breach of a right. The latter is a claim for the enforcement of the right by an order that the defendant do something as close as possible to the promised performance.”
- (39) Various Claimants v Giambrone [2017] EWCA Civ 1193.
- (40) Man Yip and James Lee, ‘*The Commercialisation of Equity*’ (2017) 37(4) Legal Studies 647, 657.
- (41) Hayton and Marshall, *Commentary and Cases on the Law of Trusts and*

- Equitable Remedies, Sweet & Maxwell (2001), at pp727~728.
- (42) Charles Mitchell, "Stewardship of Property and Liability to Account" [2014] Conv 215, p227. John Lowry and Rod Edmunds, 'Relieving the Trustee-Solicitor: A Modern Perspective on Section 61 of the Trustee Act 1925' (2017) 133 Law Quarterly Review 223, 229.
- (43) John Lowry and Rod Edmunds, 'Excuses' in Peter Birks and Arianna Pretto (eds), Breach of Trust (Oxford University Press, 2002) 293. Santander UK plc v RA Legal Solicitors [2014] EWCA Civ 183, [28]; Lloyds TSB Bank Plc v Markandan and Uddin [2012] EWCA Civ 65, [61].
- (44) Various Claimants v Giambrone [2017] EWCA Civ 1193. Libertarian Investments Ltd v Hall (2013) 16 HKCFAR 681, 732 [167]. Youyang Pty Limited v Minter Ellison Morris Fletcher [2003] HCA 15; (2003) 212 CLR 484.
- (45) Hui Jing, Liability for the Misapplication of Trust Funds in the Post-AIB Era, Journal of Business Law, pp465~472. Matthew Conaglen, Judicature and Accounts, in McFarlane, Ben, and Steven Elliott, ed. Equity Today: 150 Years after the Judicature Reforms. Oxford: Hart Publishing, 2023, pp141~142.
- (46) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] A.C. 421 at 434.
- (47) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] A.C. 421 at 435.
- (48) R.P. Austin, "Moulding the Content of Fiduciary Duties" in A.J. Oakley (ed), Trends in Contemporary Trust Law (Oxford: OUP 1996), p.168.
- (49) Alexander YS Georgiou, 'Taking Trusts Seriously' (2021) 137 Law Quarterly Review 305, p325.
- Quarterly Review 305, p.320.
- (50) Sir P. Millett, "Equity's Place in the Law of Commerce" (1998) 114 L.Q.R. 214, 224-225. J. Ward, "Equitable Compensation – An Overview" in S. Degeling and J.N.E. Varuhas (eds), Equitable Compensation and Disgorgement of Profit (Oxford: Hart Publishing, 2017), pp.85-87. P Davies, 'Remedies for Breach of Trust' (2015) 78 MLR 672.
- (51) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] A.C. 421 at 437. AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2015] AC 1503, [70]~[74], [106].
- (52) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] A.C. 421 at 437. AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2015] AC 1503, [70]~[74].
- (53) Hui Jing, Liability for the Misapplication of Trust Funds in the Post-AIB Era, Journal of Business Law, p16.
- (54) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] A.C. 421 at 436. AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2015] AC 1503, [70][103][106].
- (55) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] AC 421, at 436. AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2015] AC 1502.
- (56) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] AC 421, at 436. AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2015] AC 1502.
- (57) Target Holdings Ltd v Redferns [1996] A.C. 421 at 437. AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors [2015] AC 1503, [72]~[74]. Alexander YS Georgiou, 'Taking Trusts Seriously' (2021) 137 Law Quarterly Review 305, p325.
- (58) Alexander YS Georgiou, 'Taking

- Trusts Seriously' (2021) 137 Law Quarterly Review 305, p325.
- (59) Elliott, S., & Elliott, S. B. (2002). Compensation claims against trustees (Doctoral dissertation, University of Oxford); Charles Mitchell, "Stewardship of Property and Liability to Account" [2014] Conv 215, p
- (60) Lionel Smith, Equity Is Not a Single Thing, Philosophical Foundations of the Law of Equity, edited by Dennis Klimchuk (etl), ch7.
- (61) Hui Jing, Liability for the Misapplication of Trust Funds in the Post-AIB Era, Journal of Business Law, p481
- (62) Charles Mitchell, Stewardship of property and liability to account, The Conveyancer and Property Lawyer, 2014, 3, 215–228.
- (63) Charles Mitchell, Stewardship of property and liability to account, The Conveyancer and Property Lawyer, 2014, 3, 215–228.
- (64) P.J. Millett, "Equity's place in the law of commerce" (1998) 114 L.Q.R. 214, 223. Elliott, S., & Elliott, S. B. (2002). Compensation claims against trustees (Doctoral dissertation, University of Oxford).
- (65) 能見善久「信託違反の救済手段について（全体像）イギリス信託法の分析と示唆」『イギリス信託法の分析と示唆』トラスト未来フォーラム研究叢書、2022年、84頁、注52。
- (66) Losina Ho, Account of Accounts, Singapore Academy of Law Journal, 2016, Volume 28, pp 849–883, p866.
- (67) Losina Ho, Account of Accounts, Singapore Academy of Law Journal, 2016, Volume 28, pp 849–883, p850.
- (68) Joshua Getzler, "As if Accountability and Counterfactual Trust" (2011) 91 BULR 973; Walter Strachan, "Compensation for Breach of Trust" (1918) 34 LQR 168.
- (69) Losina Ho, Account of Accounts, Singapore Academy of Law Journal, 2016, Volume 28, pp 849–883, p855.
- (70) Lionel Smith, Equity Is Not a Single Thing, Philosophical Foundations of the Law of Equity, edited by Dennis Klimchuk (etl), ch7, p159.
- (71) E. Allan Farnsworth, Your Loss or My Gain ? The Dilemma of the Disgorgement Principle in Breach of Contract, 94 Yale Law Journal 1339, 1341 (1985).
- (72) Lord Justice Millett, 'Equity - The Road Ahead' (1995–1996) 6 King's College Law Journal 1, at p18.
- (73) この問題に関連する信託と契約の相違については、先行研究が多く存在する。その代表としては、信託は契約ではないと主張するアメリカの学者フランケル説と信託は契約であると主張するラングバイン説の対立がある。樋口範雄『フィデュシャリー「信任」の時代 信託と契約』（有斐閣1999年）71頁～141頁。
- (74) 道垣内弘人編著『条解信託法』（有斐閣2017年）312頁以下。
- (75) 道垣内弘人編著『条解信託法』（有斐閣2017年）312頁以下。
- (76) 原状回復の基準時がどの時点にするか、学説上議論が分かれている。道垣内弘人「明日にも戻れないけど」法学教室353号88頁（2010年）。
- (77) 能見善久「転換期の信託法—受益者利益の保護強化を目指して」、能見・樋口・神田編『信託法制の新時代』15頁以下（2017年）。
- (78) 田中亘「募集株式の有利発行と取締役の責任——会社の損害か株主の損害か」山

下友信・新堂幸司編『会社法と商事法務』(商事法務2008年) 145頁以下。

(ちょう・ぎょく)

